

「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画」の中間改定（案） に対するパブリック・コメントの実施結果

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画」中間改定（案）の本冊及び概要版

(2) 意見募集期間

令和7年12月11日（木）から令和8年1月11日（日）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ（令和7年12月11日号）
- ・区公式ウェブサイト 令和7年12月11日（木）から令和8年1月11日（日）まで
- ・区公式SNS（X（旧ツイッター））

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・資源環境部環境政策課 窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）又は持参

(5) 意見提出先

資源環境部環境政策課

(6) 意見募集の結果

意見者数：1人、意見数：1件

2 パブリック・コメントの意見等の概要と区の考え方

項目番号	意見等の概要	区の考え方
1	23区のごみの有料化に関する報道があつたが、絶対に反対である。ごみの排出量がこれだけ減っているのだから不要と思う。今の暮らししが大変で大事である。	本区では区民の皆様のご協力により一定のごみ減量を実現していますが、23区全体では人口増加に伴う清掃工場の処理能力の限界や最終処分場の逼迫など、複数の課題に直面しています。 家庭ごみの有料化は国の基本方針として推進されており、このような廃棄物処理の課題への対応策の一つとして位置付けられています。 区としては、有料化が区民の皆様に直接的な経済負担を求める施策であることを認識しており、慎重に対応していく必要があると考えています。今後もごみ減

	量施策を継続しつつ、23区全体の動向を注視し、連携して対応していきます。
--	--------------------------------------